

## 改正概要説明書

国名：アイルランド

法令名：商標法

改正情報：2019年1月14日までの改正を含む

### 改正概要：

※欧州連合の商標に関する指令に従う改正が行われた。

#### 1. 定義規定の更新

・ 欧州商標の枠組の変更に伴い、定義規定において「共同体商標」を「欧州連合商標」に更新した(第2条)。

#### 2. 登録対象の追加

・ 新たな登録対象として、登録簿に表示して特定できることを条件に、色彩及び音の商標を追加した(第6条(2))。

#### 3. 絶対的不登録事由の追加

・ 登録の絶対的不登録事由として、原産地名称、ワインの伝統的名称、伝統的特産物又は植物品種名称であってこれらを保護する国際協定等に反する商標を追加した(第8条(4)(a)-(d))。

#### 4. 相対的不登録事由の規定の整備

・ 先行商標の名声等を不当に利用する商標又は有害な商標は、商品・サービスの類否にかかわらず拒絶する旨の規定を追加した(第10条(3A))。  
・ 出願を拒絶する先行商標に原産地表示と地理的表示を追加し、併せて代理人等の不当登録に係る商標を拒絶する旨の規定を追加した(第10条(4)(5A))。

#### 5. 指定商品等の一部に拒絶等の理由がある場合の規定の新設

・ 指定商品・サービスの一部に拒絶理由がある場合は当該部分についてのみ拒絶する旨の規定を新設した(第10A条)。

#### 6. 登録商標により付与される権利の規定の整備

・ 登録商標により付与される権利について、既得権を損なわない範囲の排他権であることを明記し、併せて、アイルランドへの搬入を禁止できる旨の規定を追加した(第13条(1)(2A))。

#### 7. 辞書等における登録表示の規定の新設

・ 商標が辞書・百科辞典等の掲載される場合に一般名称化を回避するための登録表示の請求及び発行元の登録表示義務の規定を新設した(第13A条)。

## 8. 商標侵害の規定の整備

- ・ 周知商標と同一又は類似の記号の使用は、非類似の商品又はサービスについての使用であっても侵害となる旨規定した(第 14 条(3))。
- ・ 記号の使用態様として、会社名等及び比較広告における使用を追加し、また、記号の使用を禁止できる行為についての規定を追加した(第 14 条(3)(e)(f)、(4A))。

## 9. 登録商標の効力制限の規定の整備

- ・ 登録商標の使用が侵害とならない場合において、自然人の氏名等の使用、記述的商標の使用及び付属品等についての使用の規定を整備した(第 15 条(2)(a)-(c))。

## 10. 不使用商標についての規定の新設

- ・ 登録後 5 年間の国内における不使用商標は、取消又は侵害訴訟・異議・無効等における不使用の抗弁の対象となる旨の規定、期間計算及び使用態様等についての規定を新設した(第 16A 条)。

## 11. 侵害訴訟における抗弁としての不使用の規定の新設

- ・ 侵害訴訟において、被告は登録商標が 5 年間不使用である旨の抗弁を提出でき、商標所有者は使用証拠又は不使用の正当理由の証拠を提出しなければならない旨の規定を新設した(第 18A 条)。
- ・ 後の商標が無効にならない場合は、先の商標の所有者は当該商標の使用を禁止できない旨の規定を新設した(第 18B 条)。

## 12. 登録商標の譲渡等に関する規定の新設

- ・ 事業の移転は、反対の合意がない限り商標の移転を含む旨の規定を新設した(第 28 条(1A)(1B))。

## 13. ライセンシーの侵害訴訟提起の権利についての規定の整備

- ・ 商標のライセンシーが自己の名義で侵害訴訟を提起することができる場合及び訴訟参加権の規定を整備し、併せて排他的ライセンシーによる侵害訴訟提起の規定を新設した(第 34 条(3)-(4A)、第 35 条(2A))。

## 14. 商品・サービスの指定及び分類に関する規定の整備

- ・ 商品・サービスはニース分類に従って指定すべき旨及び出願時の指定方法等の関連規定を新設及び整備した(第 39 条)。

## 15. 異議申立に関する規定の整備

- ・ 異議申立に関し、商品・サービスの一部についての申立も可能である旨の規定、当事者の交渉による解決の規定及び当事者ではない者からの意見提出についての規定を新設し

て整備した(第 43 条(2A)-(4))。

・ 先の商標の所有者が後の商標出願に対して異議申立をした場合, 先の商標が登録後 5 年経過しているときは, 後の商標の出願人の請求により, 先の商標の所有者は使用証拠を提出しなければならず, 提出しない場合は異議申立が拒絶される旨の規定を新設した(第 43A 条)。

#### 16. 登録商標の分割の規定の追加

・ 商標出願に加え, 登録後の商標の分割についての規定を追加した(第 46 条(1)(a))。

#### 17. 一部更新を認める規定の新設

・ 登録商標の指定商品・サービスの一部について更新手続がされた場合には, 当該一部についてのみ更新できる旨の規定を新設した(第 48 条(1A))。

#### 18. 不使用として取り消されない態様の明確化

・ 不使用による取消に関し, 識別性を変更しない態様の使用又は輸出目的による商品に商標を付する行為は正当な使用に含まれる旨の規定を新設した(第 51 条(2))。

#### 19. 無効に関する規定の整備

・ 絶対的登録拒絶理由及び相対的登録拒絶理由の追加に伴い, 対応する無効理由を追加するとともに, 先の商標を基礎として無効請求する場合の規定を追加して整備した(第 52 条(2)-(2B))。

・ 先の商標の所有者が後の登録商標に対して無効訴訟を提起した場合, 先の商標が登録後 5 年経過しているときは, 後の登録商標の所有者の請求により, 先の商標の所有者は使用証拠を提出しなければならず, 提出しない場合は無効請求が拒絶される旨の規定を新設した(第 52A 条)。

#### 20. 証明標章の申請人適格の新設

・ 証明標章の申請人適格を有する者について具体的に規定する条文を新設した(第 55 条(1A))。

#### 21. 欧州連合商標等の意味に関する規定の整備

・ 「共同体商標」等が「欧州連合商標」等に枠組みを変更したことにより, 参照規則及び指令の名称を更新するとともに, 用語の解釈を統一する旨の規定を追加して整備した(第 56 条, 改正前第 57 条の削除)。

#### 改正内容：

##### ・ 第 2 条

「共同体商標」及び「共同体商標規則」に替わり「欧州連合商標」及び「欧州連合商標規則」の解釈が追加された。

・ **第 6 条**

色及び音の商標が追加された。

・ **第 8 条**

絶対的非登録要件が明確化された。

・ **第 10 条**

相対的非登録要件が明確化された。

・ **第 10A 条, 第 13A 条**

新設条文である。

・ **第 13 条**

商標権について明確化された。

・ **第 14 条**

商標権侵害に関して明確化された。

・ **第 15 条**

商標権の制限について明確化された。

・ **第 16A 条**

不使用に関する新設条文である。

・ **第 18A 条, 第 18B 条**

侵害訴訟に関する新設条文である。

・ **第 28 条**

(1A), (1B)は移転に関する新設項である。

・ **第 34 条, 第 35 条**

ライセンスに関して明確化された。

・ **第 39 条**

商品及びサービスの指定及び分類に関して明確化された。

・ **第 43 条, 第 43A 条**

登録異議申立に関して明確化された。

・ **第 46 条**

登録商標の分割に関して明確化された。

• **第 48 条**

(1A)は更新に関する新設項である

• **第 51 条, 第 52 条, 第 52A 条**

取消, 無効に関して明確化された。

• **第 55 条**

証明商標に関して明確化された。

• **第 56 条, 第 57 条**

欧州連合商標に関する規則の改変に伴い, 第 56 条で参照法令が再定義され, 第 57 条は削除された。